

XII

M&A、コロナ禍の影響など 記述情報の充実に係る 開示上の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

古川 加織

【この章のエッセンス】

●改正開示府令により、2019年3月期より段階的に記述情報の記載が拡充されており、開示原則や好事例集も都度更新されつつ公表されている。

●新型コロナウイルス感染症の影響に関しても好事例集等が公表され、記述情報における開示箇所が具体的に示されている。財務情報の追加情報でも、会計上の見積りに用いた仮定により具体的な開示が求められている。

はじめに

2018年6月に公表された金融

審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」以下、「DWG報告」というを踏まえ、近年、記述情報の充実に関する公表物が多く出されている。具体的には、2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(以下、「改正開示府令」という)、同年3月19日に「記述情報の開示に関する原則」・「記述情報の開示の好事例集」(好事例集は同年12月20日更新)、2020年11月6日に「記述情報の開示の好事例集2020」(2021年2月16日更新)(以下、「好事例集2020」という)等が公表されている。

本章では、2021年3月期の有価証券報告書作成にあたり、これらの公表物の内容を解説するとともに、適用事例を踏まえた開示上の留意点を紹介していく。その他、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示(詳細は本特集II章(14頁)を参照)についても解説していく。なお、本章の意見に関する部分は筆者の個人的な見解である。

改正開示府令の内容

DWG報告において、「①『財務情報』及び『記述情報』の充実」、「②建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」、「③情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言を踏まえ、改正開示府令により有価証券報告書の記載内容が改正されている(次頁図表参照)。改正項目

は2019年3月期より段階的に適用されており、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からはすべての項目が適用となっている。

改正開示府令の留意点 および適用事例の状況

改正開示府令に関し、前記「はじめに」で紹介した公表物を踏まえ、各改正項目に対応した開示のポイントについてみていく。また、改正の適用事例で発見されている事項もあわせて確認する。なお、「企業内容等の開示に関する内閣府令」は2021年2月3日にも一部改正がされている。主な内容は後述の「その他」に記載しているが、詳細な改正内容はあらためて開示府令を確認されたい。

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

「法令上記載が求められている事項」
・経営方針・経営戦略等の記載においては、経営環境(たとえば、企業構造、事業を行う市場の状況、競合他社との競争優位性、主要製品サ-